

和歌山県第二種特定鳥獣（ツキノワグマ）管理計画の概要

<現況、方針>

○目撃情報の増加

- ・2024年度 180件（23年 48件、22年 57件、21年 79件）

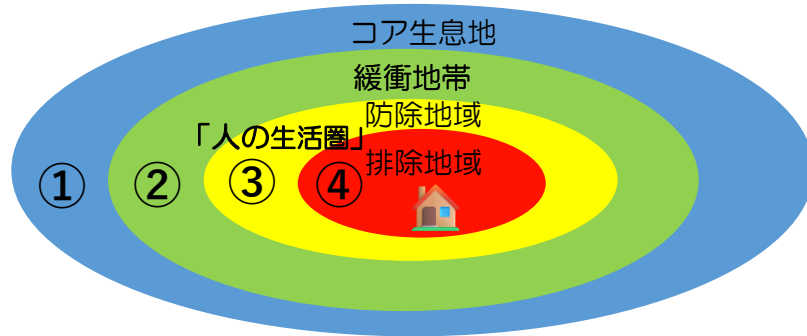
○紀伊半島の生息数

- ・467頭（2024年度調査結果）

人への被害の危険性が高まっているため、保護から
個体数管理へ転換（生息数400頭以上で管理可能）

<ゾーニングの設定>

人とクマの棲み分けを図ることを目的に4つのゾーンに区分



- ① コア生息地 ■■■
クマの健全な個体群を担保する上で重要な奥山等
- ② 緩衝地帯 ■■■
コア生息地と防除地域、排除地域の間の地域（里山）

- 「人の生活圏」③、④
- ③ 防除地域 ■■■
農業、水産業など人間活動が盛んな地域（里地）
- ④ 排除地域 ■■■
市街地、集落内の住居集合地域等、人の安全が最優先される地域

○個体数管理

（１）捕獲数の上限

紀伊半島全体の推定生息数に応じた捕獲割合から算出される頭数とする。

（２）捕獲許可による個体数の管理

①問題個体管理

人的被害や人につきまとう等問題行動をおこした個体に対し、有害捕獲を実施する。

②ゾーニングによる個体管理

人の生活圏（排除地域、防除地域）に出没した個体に対し、有害捕獲を実施する。

③個体数管理の目的での捕獲（管理捕獲）

クマの目撃事例が例年より多く秋に大量出没が見込まれる年に実施。人の生活圏への出没防止を目的に、緩衝地帯で捕獲を行い、個体数の減少を図る。

○生息地の保護及び整備

- ・育成不良の人工林において、強度間伐による下層植生の回復や針広混交林化、広葉樹林化等により地域個体群が維持できる生息地の確保に努める。

○広域連携による保護管理

- ・紀伊半島に生息するクマは、県境を越えて生息することから紀伊半島3県（三重県、奈良県、和歌山県）で連携しながら対応する。